

警報発令時・地震発生時等にもなう緊急措置について

(令和 8 年 7 月改正)

○警報発令時の対応

- ① 午後 2 時現在、大雨、河川氾濫、土砂災害、暴風、暴風雪、大雪のいずれかの警報（特別警報・危険警報を含む。以下「警報」）が、明石市または神戸市西区に発令中の場合、臨時休業とします。
- ② 午後 2 時現在、大津波、津波のいずれかの警報が、兵庫県瀬戸内海沿岸に発令中の場合、臨時休業とします。
- ③ 午後 2 時以降に、警報が発令された場合、臨時休業とします。

※1 明石市、神戸市西区以外に居住する生徒については、居住地域に警報が発令されている場合は、登校を見合わせてください。（自宅待機）

※2 明石市または神戸市西区、および居住地域には警報が発令されていないが、通学途上の地域に警報が発令されている場合、登校を見合わせてください。（自宅待機）

○地震発生時の対応

強い揺れ（おおむね震度 4）または緊急地震速報受信の場合

- ① 明石市または神戸市に震度 5 弱以上の地震が発生した場合、臨時休業とします。
- ② 明石市または神戸市には震度 5 弱以上の地震が発生していないが、居住地域または通学途中の地域に震度 5 弱以上の地震が発生している場合、登校を見合わせてください。（自宅待機）

※登下校中に地震等の災害が発生した場合

- ・ 自宅の方が近い場合は、自宅に帰る。不安な場合は、近くの避難所へ向かう。
 - ・ 公共交通機関を利用中は、その係員の指示に従う。
 - ・ 学校に近い場合は、学校に登校する。
 - ・ 自宅と学校を迷う場合は、近くの避難所に避難する。
 - ・ 学校、家族や職場に状況を報告する。
- （平時から、学校、家族や職場と連絡がとれる方法を確認しておいてください。
そして、登下校路に近い避難所も確認しておきましょう。）

○弾道ミサイル発射に係るＪアラート等を通じた兵庫県への緊急情報発信時の対応

	緊急情報発信時の対応	発令後の対応	安全の確認方法
在宅中	・ 自宅待機	・ 安全の確保が確認できるまで自宅待機 ・ 安全の確保が確認できれば登校	テレビ・ラジオ・インターネット等を通して、情報収集に努め、安全の確保等について確認
登下校中	・ 下記の＜とるべき行動＞に基づき行動 ・ 公共交通機関等乗車中は当該機関の指示に従う	・ 安全の確保が確認できるまで安全な場所で待機 ・ 安全の確保が確認できれば登下校	(確認事項) ・ ミサイルの飛翔方向、着弾場所 ・ ミサイルの着弾や落下物の有無 ・ 学校、通学路等の被害の有無 ・ 公共交通機関等の運行状況 等
在校中	・ 下記の＜とるべき行動＞に基づき行動	・ 安全の確保が確認できるまで安全な場所で待機 ・ 安全の確保が確認できれば授業等を再開	

＜とるべき行動＞

屋外にいる場合	・ 近くのできるだけ頑丈な建物や地下などに避難する。 ・ 近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に身を伏せ、頭部を守る。
屋内にいる場合	・ できるだけ窓から離れる。

※緊急情報が発信された場合、本校 Teams などを通じて生徒への連絡を行う。

※状況によっては、臨時休校、下校とする場合がある。